

新型コロナウイルス感染症 主な支援一覧

事業者のみなさまへ

中小企業生産性革命推進事業【国】

中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取り組み状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓、円滑な事業承継・引き継ぎなどの支援を行い、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。

| 補助金 | 内容 | 補助額 | 補助率 |
|-------------|---|---------------|---------|
| ものづくり補助金 | 革新的なサービス開発・試作品開発生産プロセスの改善に必要な設備投資などを支援 | 750万円～5,000万円 | 1/2～2/3 |
| 持続化補助金 | 経営計画を作成して取り組む販路開拓の取り組みなどを支援 | 50万円～200万円 | 2/3～3/4 |
| IT導入補助金 | バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得などの付加価値向上に資するITツールの導入を支援 | 5万円～3,000万円 | 1/2～3/4 |
| 事業承継・引継ぎ補助金 | 事業承継・M&A後の経営革新やM&A時専門家活用などを支援 | 150万円～600万円 | 1/2～2/3 |

市商工会
☎0823-42-0168

補助金

市民のみなさまへ

給付金等

感染・感染の疑いで無給減給

傷病手当金

国保・後期高齢者医療被保険者が、感染または感染が疑われたことで、その療養のために仕事を休んだ期間、一定の要件を満たした場合に限り支給
支給期間 仕事を休んで4日目から、仕事をすることができない期間
支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った額) × 2/3 × 支給対象となる日数

保健医療課
☎0823-43-1639

減免

保険税・保険料が払えない

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料減免

収入が前年に比べ3割以上減少するなど、要件に該当する方は、申請により保険税・保険料が減免となります。

税務課
☎0823-43-1636
保健医療課
☎0823-43-1639
高齢介護課
☎0823-43-1651

国民年金保険料が払えない

国民年金保険料免除

業務が失われた方や、相当程度の所得低下が見込まれる方は保険料の免除申請ができます。

市民生活課
☎0823-43-1634

市民・事業者共通

猶予

納税が今は厳しい

納税の猶予制度

次のケースに該当する場合は、猶予制度があります。
 ・災害により財産に相当な損失が生じた場合
 ・本人または家族が病気にかかった場合
 ・事業を廃止、または休止した場合
 ・事業に著しい損失を受けた場合

税務課
☎0823-43-1636

水道料金・下水道使用料支払いが厳しい

水道料金・下水道使用料の支払い猶予

水道料金・下水道使用料の支払いが困難な世帯・事業者を対象に支払いの猶予が受けられます。

業務課
☎0823-42-3311

子育て支援課
☎0823-42-2852

給付金等

子育て世帯への支援

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金【国・市】

対象者

- ① 公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る）
- ② 新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっているひとり親世帯
- ③ 令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児は20歳未満）の養育者で、次のいずれかに該当する者
 ・令和4年度分の住民税均等割が非課税の者
 ・新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が令和4年度分の住民税均等割が非課税の者と同じ水準の者
- ④ ①～③のほか児童手当特例給付の所得上限額以上の所得があり、平成19年4月2日以後に出生した児童の養育者で、新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同じ水準となっている者

給付額 児童1人10万円（国5万円、市5万円）

その他 申請受付後、審査し支給します。

提出期限 令和5年2月28日(火)

新生児特別定額支援金【市】

対象者 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生し、出生時から申請までの間、継続して本市に住所を有する新生児の世帯主

給付額 児童1人10万円

手続方法 申請書に対象児の生年月日が確認できる書類（母子健康手帳の「出生届出済証明」など）を添付して、子育て支援課へ提出

※申請書は市ホームページからダウンロード、出生届の手続の際に窓口で受け取ることができます。

提出期限 令和5年4月20日(休)

「5つの場面」に気をつけよう

- 1 飲酒を伴う懇親会
- 2 大人数や長時間の飲食
- 3 マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5 居場所の切り替わり

換気を良くして三密を避けよう!



いつでもマスク手洗い・消毒忘れずに!

江田島市公式ホームページ



広島県公式ホームページ



江田島市公式Facebook



厚生労働省ホームページ

